

第16回 官業民営化等WG 議事録（文部科学省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月27日（水）13:00～14:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第4会議室
3. 項目：青少年等関連施設：国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館
4. 出席：○規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、原委員、安念専門委員、大橋専門委員、
福井専門委員、美原専門委員
○文部科学省
スポーツ・青少年局 スポーツ・青少年総括官 尾山 眞之助
（以下「尾山スポーツ・青少年総括官」という）
スポーツ・青少年局 青少年課長 有松 正洋
（以下「有松青少年課長」という）
生涯学習政策局 男女共同参画学習課長 清水 明
（以下「清水男女共同参画学習課長」という）

○鈴木主査 よろしゅうございますか。ちょっと遅れて済みません。

それでは、第16回「官業民営化WG」の2次ヒアリングを行いたいと思います。

文部科学省から国立少年自然の家、国立青年の家、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館についてヒアリングをしたいと思います。ヒアリングの要旨については、先般お送りしておりますので、1時間を予定して4時まで取っておりますので、たくさんあって恐縮ですが、かいつまんで話していただいて、10分程度ないし長くても15分の範囲内で御説明いただきと思いますので、よろしくお願いします。

○尾山スポーツ・青少年総括官 それでは、お手元にお配りしております資料に沿いまして順次御説明を申し上げたいと思います。

まず「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの業務内容等」でございますけれども、青少年教育関係者等に対する研修等の主催事業、青少年教育関係者等の受け入れ事業、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進に関する事項、青少年教育に関する専門的な調査及び研究に関する事項、青少年教育に関する団体に対して、当該団体が行う活動に対して行う助成金の交付に関する事項等を業務内容といたしておりまして、国からの財政支出額約42億円。

常勤職員 62 人、非常勤職員 20 人ということでございます。

それから、「独立行政法人国立青年の家の業務内容等」でございますけれども、青年の団体宿泊訓練に関する事項、青年の団体宿泊訓練に関し、青年教育指導者の研修に関する事項、青年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、青年の団体宿泊訓練についての指導及び助言に関する事項ということで、財政支出額は 47 億円余。

常勤職員 305 人、非常勤職員 13 人ということでございます。

それから、次のページ「独立行政法人国立少年自然の家の業務内容等」でございますが、少年の団体宿泊訓練に関する事項、少年の団体宿泊訓練に関し、少年教育指導者の研修に関する事項、少年の団体宿泊訓練のための利用に供するとともに、少年の団体宿泊訓練について指導及び助言に関する事項ということでございまして、46 億円余を支出し、常勤職員 265 人、非常勤職員 91 人ということでございます。

○清水男女共同参画学習課長 「独立行政法人国立女性会館の業務内容等」についてでございますが、女性教育に関する研修事業、調査研究事業、情報事業、交流事業、上からの 4 つが主催事業でございます。そして、女性教育に関する団体指導者等が自ら研修を行うための場を提供する受入事業がございます。

財政支出額、職員等については資料記載のとおりでございます。

○尾山スポーツ・青少年総括官 続きまして、法人を統合して各法人の施設を法人間で共有してはどうかというお話でございますけれども、男女共同参画社会の形成と青少年の健全育成はどちらも我が国 21 世紀の重要課題でございます、それぞれ政府全体での取り組み体制を整備しております。

また、これらの重要課題の解決に当たりますために、国立女性教育会館と青少年教育関係法人は、それぞれ独自の業務を行ってきております。

また、地方自治体の関係施設や民間の関係団体等も全く別途のものでございまして、相互の連携事業も行われておりません。

法人の統合につきましては、独立行政法人に関する有識者会議等での指摘を受けまして、現在検討を行っているところでございまして、施設の共有化につきましても、併せて検討してまいりたいと考えております。

なお、国立女性教育会館と青少年教育 3 法人の統合につきましては、施設の改修や研修環境の整備等に大幅な予算措置が必要等々のことがございまして、統合によるメリットを得ることが難しい一方で、さまざまなデメリットが生じることが考えられますことから、国立女性教育会館と青少年教育 3 法人を統合することは困難であるというふうに考えておるところでございます。

○清水男女共同参画学習課長 最後の点につきましては、補足をさせていただきますが、有識者会議等での指摘を受けまして女性教育会館と青少年教育 3 法

人の統合した場合の具体的なメリット・デメリットについて文部科学省の中でも検討いたしまして、その資料がその次の横長の2枚でございます。

「統合により考えられるメリット」といたしまして、女性教育の振興に関する事業が女性教育会館1か所でなく、全国的な展開が可能ではないか、あるいは受け入れ事業についても施設の有効活用により、その向上が可能ではないかといったメリットが考えられるわけでありますけれども、実際に検討してみますと、現在の施設がそれぞれの目的の対象に特化したものでございますので、女性教育会館に対して、例えば、野外活動の施設など青少年を受け入れるのに十分な施設を用意すること、あるいはオリンピックセンターにも女性センターなどを女性団体を受け入れるのに十分な施設が必要となるということ。

更に、少年自然の家、青年の家につきましては、青年、少年の団体訓練の施設というコンセプトでできているものでありますので、施設においてもあるいは利用規則においても女性団体を受け入れ、女性教育の研修を行うというように考えますと、かなりの新しい予算措置が必要なのではないかというような点がございます。

また、事務の一元化による省力化、削減効果ということにつきましても、対象が違うということと、現在のナショナルセンターとして埼玉県嵐山の施設を残すことを考えますと、現実的な削減あるいは新しい統合法人の本部に移せる人員としてはかなり限られるものとなります。

一方、統合によるデメリットといたしましては、女性教育のナショナルセンターとしての求心力が失墜するのではないかと、さまざまなデメリットが指摘をされておりまして、現在、多くの女性団体が統合することでもって、政府の女性教育、男女共同参画の取り組みが後退するのではないかと。統合すると、そういった施策がなおざりにされるのではないかとということで、統合・民営化について反対する要望申し入れといったものが文部科学省あてにも寄せられているといったところでございます。このような点から、女性教育会館については、統合は難しいと判断し、現在の体制で合意することが望ましいといった、検討結果になっているところでございます。

○尾山スポーツ・青少年総括官　続きまして、青少年教育関係3法人についてでございますけれども、これらの法人が行う事業について地方公共団体の類似施設で実施してはどうかということでございます。

まず、オリンピック記念青少年総合センターでございますけれども、青少年教育の唯一のナショナルセンターでございまして、我が国の青少年教育行政全体の動向を踏まえまして、青少年教育に係る全国的な研究協議会の実施でございますとか、子どもゆめ基金による青少年団体等への助成等、行政的な観点から国の青少年教育に関する施策を総合的に推進しているものでございまして、

このような業務を行う類似の施設は地方公共団体にはございません。

それから国立少年自然の家・国立青年の家でございますけれども、青少年の社会的自立の遅れと社会的不適応など、国として迅速に対応しなければならない政策課題について、先導的・モデル的な教育プログラムを開発して行っているものでございまして、こういう施設を委託した場合には、喫緊の政策課題に対する対応が遅れ、不十分なものとなる可能性があるというふうに考えておりますし、また、こういう国立の施設は域内の公立青少年教育施設の職員の資質の向上なり、活動の質的向上を図るという役割を担っておりますけれども、こういったことも国が責任を持って行っていかなければならないものというように考えておるところでございます。

また、国立青少年教育施設の職員のスタッフは大変少ないわけございまして、質の高い教育プログラムを開発するためには、非常な労力を伴うわけでございますけれども、そういった点からもなかなか公立の施設で先導的・モデル的な教育プログラムの開発は困難ではないかというように考えておるところでございます。

次にプログラムの開発について、民間委託してはどうかというお尋ねでございます。

国立青少年教育施設が行っております教育プログラムの開発は、国の政策課題や受け入れ事業等を通じて得られた地域の青少年の状況を踏まえ、その施設の立地条件あるいは保有している施設、設備等に即しながら、職員がこれまでの実践的な経験を踏まえて行っておるものでございます。

民間におきましては、国立青少年教育施設のような施設・設備・職員を有して、国立青少年教育施設が行っているような教育プログラムの開発の経験を積んでいる団体はございません。

また、国立青少年教育施設が行っている教育プログラムの開発、普及は受け入れ事業と一体となっておられるものでございまして、受け入れ事業を通じて幅広い青少年にじかに接することによりまして、現在の青少年の課題を発見し、それがまたプログラムのテーマになっていたり、あるいは開発した教育プログラムを受け入れ事業を通じて幅広い事業者を提供し、その内容の質の改善や普及を図っていったりといったようなことをしておるわけございまして、この業務を一体として継続的に実施している民間団体もないところでございます。

次のページでございますが、教育プログラムの開発の民間委託につきまして、民間委託になじむような定型的な業務ではございませんし、また、青少年教育に係る国の喫緊の課題に迅速に対応するためにも、国が責任を持って行う必要があるというように考えております。地方公共団体や青少年教育関係機関

の緊密な協力を得るという観点でも、やはり国がしっかり行っていく必要があるのではないかというように考えておるところでございます。

それから次のページでございますが、民間の作成する研修プログラムの内容と各施設の研修プログラムとの違いでございますけれども、民間で行われているプログラムの多くは一般的なものでございまして、採算性の観点から集客しやすい対象や事業内容になっておりますけれども、国立の青少年教育施設で行われている研修プログラムにつきましては、不登校等の少年を対象とした事業など、国として推進すべき施策を直接反映したものになっておるところでございます。

次のページでございます。

研修プログラムを民間の施設を利用して行っただろうかというお尋ねでございますけれども、教育プログラムの実施というのは、その実施する施設のありようと切り離して考えることができないというように考えておるところでございます。民間には国立青少年教育施設のように十分な宿泊規模を有し、自然体験活動や交流体験活動等の実施に適した立地、あるいは施設・整備を有するものはございませんものですから、民間施設を利用して現在国立青少年教育施設で行っているような水準の教育プログラムを実施することは、困難ではないかというように考えておるところでございます。

次のページ、施設を国で保有し、独立行政法人自身が管理・運営する必要があるのかというお尋ねでございますけれども、青少年に社会体験活動、交流体験活動、自然体験活動などさまざまな体験活動を積み重ねていくことができる環境を整備することは、国の重要な課題でございまして、こういった中で国立青少年教育施設は、青少年に対するこれらの体験活動の機会の提供と教育プログラムの開発を一体的に行いまして、青少年教育を推進しております。この業務は、国として安定的に実施する必要がある業務でございまして、そのためには独立行政法人自身が施設を要し、管理・運営する必要があると考えておるところでございます。

また、青少年教育指導者等からのさまざまな相談に応じたり、宿泊する青少年に対しては生活全般にわたる指導を行ったり、引率指導者に対する事前指導を行ったりということで、きめ細かい指導を行っておりますけれども、施設の管理・運営をすべて民間委託した場合には、このようなことも困難だというように考えておるところでございます。

最後、青少年教育施設関係の最後でございますが、独立行政法人の業務を包括委託した場合、現行法令上の問題はあるかということでございますけれども、研修業務全体といった大規模な業務を民間に移管するということであれば、各独立行政法人の個別法の法改正が必要なのではないかというように考えておる

ところでございます。

いずれにいたしましても、これまで御説明いたしましたように、法改正の要否に関わらず、内容的にも民間委託になじむものではないというものもあるということで、御理解いただきたいと存じます。

○清水男女共同参画学習課長 国立女性教育会館関係の御質問でございますが、まず第1が今行っております事業をパッケージで民間開放すべきではないかということでございます。

第1が、従来から御説明しているとおりでありますけれども、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして機能を果たしているということでございまして、この実際行っている事業につきましては、男女共同参画社会基本法に基づいて策定されております。男女共同参画基本計画にそれぞれの事業、国立女性教育会館の事業ということで位置づけられて、記載をされておりますように、国の政策に基づいて、国の責任で実施するといったものでありますので、民間事業者を実施を委ねるといったことになじまない業務であるということが1点ございます。

それから、実際にその事業を実施する能力という点でございますが、前回のヒアリングの指摘を受けまして、資料を提出しておりますけれども、会館の職員の資格、学歴、及び男女共同参画会議やその下の会議などへの委員としての参画状況でありますとか、研修の状況等も出しておるところでございます。会館の職員は、そういった国の男女共同参画政策等の動向を熟知し、また、それを研修事業などを通じまして、効果的にそういった事業を通じて政策目的を実施するといった能力を有しているところでございます。こういったような職員、また施設・設備を有している民間事業者は存在しないということがございます。

そして、4番でございますけれども、ナショナルセンターとして実施していくに当たっては、実際、国内外の関係機関とネットワークをしながら進めているところでございますが、現在、国立女性教育会館、そのネットワーク、またその基となる信頼関係が大変強い。今回の独立行政法人の見直し関係で報道もされたことから、全国の女性教育関係の大学関係者、女性関係団体、昨日まで95団体から文部科学大臣に、会館の統合・民営化反対といった要望が提出されておるところです。これも、そういったネットワークや信頼関係ということかと思えます。この会館を民営化した場合に、そういったネットワーク、信頼関係を確保するのが難しだろうという点がございます。

それから、現行法上の問題につきましては、全部の事業をパッケージで民営化ということになりますと、女性教育会館法の廃止・改正が必要になるということでございます。

それから、次の問につきましては、施設を売却して、その施設あるいは他の

民間施設を利用して行ふべきということですが、まず女性教育会館がナショナルセンターということは繰り返してございますが、質の高い研修を行うためには宿泊の機能とプログラム、人材、資料、それと研修宿泊の施設といったものがセットになっている必要があると考えているところです。この業務は安定的、継続的に推進される必要がある業務でもございますので、宿泊施設を民間に売却するといったことは、会館の機能自体に支障を来す恐れがあると考えております。

それから、他の施設を利用すべきではないかという点につきましては、実際の埼玉県嵐山町といったところで考えますと、近隣の宿泊施設というのは、小規模で、また一番近いところはかなり高い価格になっております。少し離れたところでも、規模も小さく、またある程度の値段でありますけれども、1時間程度移動にかかってしまうといったようなことでありますので、効率的な研修を実施するという点では、現在の地に宿泊施設がある体制でないといけないであろうということでございます。

なお、勿論民営化と言いますか、民間委託につきましては、従来から推進しておりますが、特に独法後は受け入れ事業関係については、もうかなりの部分進めておるところでございます。施設の維持・管理についてはかなりの部分を進めているところございまして、この部分については民間委託の拡大に努めることとしております。

また、利用率も御指摘いただいておりますけれども、利用率の拡大というのは、確かに大きな課題でございます。独法化以降、特に若い世代の利用拡大といったことが一定の効果を上げているところがございますけれども、今後につきましては、更に利用率のアップに努めていきたいと考えているところでございます。

それから、当該施設を売却する場合の法令上の問題につきましては、施設の設置自体が独法の目的に入っておりますので、独法の設置法の改正が必要という点とそれからそもそもでございますけれども、敷地が埼玉県からの借地ということありますので、土地については売却ということはできないという点がございます。

それから、次の海外からの施設利用者についてでございますが、15年度の海外からの訪問利用者については67か国から述べ4,596人といった状況でございます。

それから、これは主催、受け入れの合計数でございますけれども、会館主催の事業といたしましても、国際関係の事業については継続して実施をしてきているところでございます。

最後でございますが、地方の男女共同参画事業との連携、交流がどのように

行われているかということでございます。

まず、役割といたしましては、女性教育のナショナルセンターとして、先駆的なモデル的な研修事業などを研究、開発、実施いたしまして、その成果を地方の女性関連施設等に普及をしていくといった役割を持っているところでございます。

具体的には2番以降でございますけれども、会館の実施する研修事業を通じまして、会館のさまざまな事業成果の普及を図っているところでございますし、また交流事業におきましては、会館と地方、あるいは全国の地方同士との交流といったことを通じて、事業の効果の普及を図っております。

また、そのほかの事業であります、調査研究、情報の事業といったものについても、ここでしかない情報などを地域で活用していただくという意味での連携交流がなされておりますし、受け入れ事業においても、全国団体等が全国からの人を集めて、ここで研修をするという意味での連携協力が図られているところでございます。

以上でございます。

○鈴木主査 5分ほど超過したが、大体時間どおり、ありがとうございました。

それでは、質疑。これは、1つ1つやっていくと時間が余らないと思いますから、それぞれ適宜問題等のところについて拾い上げて議論してください。

○大橋専門委員 はい。

○鈴木主査 どうぞ。

○大橋専門委員 順次質問させていただき、お教えいただきたいと思いますけれども、とりあえず第1問は、今日ここに対象になっている4法人のうち、青年の家と少年自然の家については、非公務員という扱いなのに対して、オリセンと女性教育会館については公務員がやっている。特にオリセンと女性教育会館について、なぜ公務員でなければならないのか、少年自然の家だとか、青年の家との対比、いろいろ大変重要なことやっているんだという御説明がありまして、ほぼ同じようなことをやっていると思いますが、なぜ片方は公務員で、片方は非公務員なのか、その理由を具体的に御説明いただきたい。そして、また非公務員化という方向は検討されているのかどうかについても、併せてお聞かせいただきたい。

○尾山スポーツ・青少年総括官 国立少年自然の家、国立青年の家につきましては、地方公共団体と人事交流が活発に行われていた関係で、選考して非公務員化ということを実施しておりましたけれども、今後、国立オリンピック記念青少年総合センター、それから国立女性教育会館につきましても、やはり地方公共団体等の人事交流を活発化させる必要があるかというように考えておりますので、非公務員化の方向で考えているところでございます。

○大橋専門委員 それは、いつごろ実現するめどでございますか。

○尾山スポーツ・青少年総括官 次の見直しのときに、中期目標期間が18年の3月まででございますので、その見直しと併せて実施したいというように考えておるところでございます。

○大橋専門委員 非公務員化するというように考えてよろしいのですね。

○尾山スポーツ・青少年総括官 はい、結構です。

○原委員 よろしいですか。

○鈴木主査 どうぞ。

○原委員 2点なのですけれども、1つは、青年の家、少年自然の家、オリセンですか、こちらで書かれているところで、ちょっと気になったのは3ページから4ページに辺りに、教育プログラム開発の話があって、やはりこれは国がやらなければいけないというように結論付けていらっしゃるのですけれども、今のNPOで大変すぐれた手法を持っていらっしゃるところもたくさん出てきていて、今日も私、ちょっと環境教育の関係を少しネットで検索をしたのですけれども、そういった関連だけでも民間ですぐれたプログラムをつくられているようなところが幾つかありまして、国立青年の家だったと思うのですけれども、ISO 14000の環境監査、管理と言うのでしょうか、その辺りを取っ得なさったりしていますけれども、環境教育に力を入れられるのであれば、非常にNPOがいろんなことをやっているのと。

それから、引きこもりとか不登校の話もありましたけれども、これは文部科学省というよりかは、最初に取り組み始めて色々なことをやってきたのは、私は民間のような印象を持っておりまして、これもすぐれた企画があると感じているので、何か非常に断定的に公が行わなければいけないものだというようなお考えの下に整理されるのはどうかなというように感じているのが、青少年の方です。

それから、今度は女性教育会館の方なのですけれども、たくさんお手紙をいただいています。だから、先ほど文部科学省さんにも来ていますとおっしゃられたのと多分同じものが来ているというように思うのですけれども、前回も申し上げて今回ももう結論めいたことを書いてきていらっしゃるのですが、ちょっと2つ思っていて、1つはなぜ宿泊施設が要るのかというところです。先ほどは、周りに安くて良質の宿泊施設がないからというようなお話があって、そういう理由はだれでもどこでもあるような感じがして、なぜこの女性教育会館が宿泊施設を必要とするのかです。

先ほど、全体の利用率としては3割でしたけれども、最大では何割埋まるというか、利用されているのか、最大でも5割なのか、最大だとやはり7割から8割ぐらいいは入っている時期があるのかとか、その辺りもちょっと示していた

だけるといいと思うんですけれども、独立行政法人になられたので、少し御自身なりの財源を維持したいということがおありになるのかもしれませんが、その辺りがもう少し整理が要るのではないかなというのが1つと、それからもう一つなのですが、これも私も前回申し上げて、私自身は1975年の国際婦人年のときに、婦人年の連絡会の活動などもよく存じ上げていて、こちらができたところもよく知っております。利用もさせていただいたことがあるのですけれども、今回、この4つをまとめて宿泊施設というのでしょうか、もうホテルというような形でくくられてきたのに大変驚きました、というように前回も申し上げたと思うのですけれども、今のままで青少年の3つと女性会館は別だというように整理をされて、何かこれで終わったという感じでは、私はまた元のもくあみというか、そういう感じがしていて、文部科学省だけではなくて、男女共同参画だと総務省ですね。こういったところの連携ですとか、そういうようなことというのはないのかどうか。だから、何か先行きがないままで、では今回は見送らせてください、3対1で分けて終わりということではないのではないかと。

男女共同参画も少子化社会の対策という点でも非常に不十分というように私は感じておりますので、その辺りについて何か今後の展望のようなものとかがあって、ですから、要るのですというようなお話がないと、なかなか大変かなというように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○尾山スポーツ・青少年総括官 それでは最初、青少年教育施設の案件について、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、青少年に対してさまざまな体験活動の機会を提供していくということは、国として非常に重要な課題だというふうに考えておりますけれども、やはりその場合に、こういうことが課題であるという提示だけではなくて、その課題を解決していくための具体的な処方せんを出していくということも非常に大切なことではないかと思っております。

また、課題の面ということにつきましても、青少年育成施策大綱でございすとか、そこでいろいろ指摘されておりますし、また学習指導要領で新たに総合的な学習の時間というものが設けられまして、体験学習の充実を図るといったようなことも出されております。また、他省庁に関わる法律でも次世代育成支援対策法に基づいて、行動計画作成指針が出され、地域における青少年の活動の拠点として青少年教育施設は積極的に受け入れるといったようなことも出されておりますし、環境の保全の意欲増進及び環境の推進に関する法律では、学校教育、社会教育において国は環境教育を推進していかなければいけないということを定められております。経済財政等構造改革に関する基本方針2004、いわゆる骨太の方針でございすけれども、それでも宿泊を伴った共同生活を

通じた体験活動等を推進するということが言われておるところでございます、やはりこういったいろんな施策に機動的に対応していくためには、国が施設を保有し、教育プログラムの開発と受け入れ事業というものを一体的に行わなければいけないのではないかと考えておるところでございます。

また、いろいろ民間においてもさまざまなプログラムは開発していただいておりますけれども、これをやはり全国の公立施設に普及していくという観点を考えますと、やはり国が、独立行政法人が開発するということは非常に意義があるのではないかと考えておるところでございます。

○安念専門委員 その独立行政法人が開発されたプログラムと民間が開発されたプログラムのパフォーマンスに関する当然厳密な調査があるはずですが、その資料を是非いただきたいのですが。

○福井専門委員 それは、もう前回頼んであったはずですが。

○安念専門委員 頼んであります。

○尾山スポーツ・青少年総括官 それは前回と言いますか、その資料は一応お渡しはしていると。

○福井専門委員 どの資料ですか。それに該当するものを発見できなかったのですけれども。

○有松青少年課長 青少年教育担当の課長でございますが、野外教育における民間のプログラムの実態調査報告書ということで、文部省の委嘱調査で野外教育に関するプログラムの民間の具体例を拾った調査を提出させていただいておりますが、それを見ますとプログラム名として、勿論中にはすぐれたものもあるのでしょうけれども、多く挙がっているのはキャンプとかハイキングとか登山とか、あるいはキャンプファイア、ネイチャーゲームといった。

○福井専門委員 資料の何ページですか。

○事務局 17 ページです。

○福井専門委員 では、お願いします。

○有松青少年課長 いわゆる体験型というか、要するに、何か活動をして終わるというような、そういったプログラムが多くなっているところでございます。

○福井専門委員 ですから、どう違うのでしょうか。

○有松青少年課長 ですので、プログラムの内容としては、私どもの主催事業というのは、基本的には先ほど来申し上げておりますとおり、国の政策課題に対応した、例えば環境教育であるとか、あるいは不登校、引きこもりの問題であるとか、そういった現代的な課題を中心にした、そういうプログラムを中心に行っていると。

○福井専門委員 環境教育のためにキャンプとかカヌーとかというものも、実際民間団体だっとうたっているわけです。それとどう違うのですか。

○有松青少年課長　ですので、口幅ったい言い方になりますが、勿論すべてを悉皆で調査したわけではございませんので、原委員がおっしゃったように、中にはすぐれたプログラムもあろうかと思いますが、私どもが調べた限りにおきましては、民間のプログラムというのは、どちらかと言えば体験をさせる、カヌーをさせる、云々です。

○福井専門委員　どう違うのですか。体験することによって環境への理解を深めるというのは、むしろセオリーですね、今の青少年教育では。

○有松青少年課長　ですから、その体験に終始すると。それに。

○福井専門委員　だから、体験に終始していない要素は何なのですか。

○有松青少年課長　ですので、私どものプログラムというのは、単にそこで体験させるということではなくて、かなりの長い準備期間をかけて。

○福井専門委員　文書で出してください。そのような一般論で、ここで抽象的に言われても全く理解できない。研修プログラムとか、あるいはその指導者に対するトレーニングマニュアルとか、そういうものの中に民間のと違う、やはり具体的な事例があるはずですね。おっしゃるようなことをやっていらっしゃるのであれば。それを見せてください。今、お持ちでしょう、担当者の方でしたら。同じキャンプでも何か付加価値があるとおっしゃりたいのだったら、その付加価値の部分だけ説明してください。

○有松青少年課長　抽象的な言葉になってしまうかもしれませんが。

○福井専門委員　資料に基づいて今、見せてください。

○尾山スポーツ・青少年総括官　先ほど御説明させていただきましたように、やはり民間の現在実施されております民間は、やはり採算性というものを考慮されておりますので、一般の方々を対象にした、やはり集めやすい。

○福井専門委員　どこに書いてあるのですか。この報告書の中の具体的な該当部分を見せてください。うそをついてもらっては困ります。書いてないことを書いてあるかのごとおっしゃるのは。それは、公務員としてあるまじき行為です。どこに書いてあるのですか。要するに、民間のものは付加価値がなく、文科省所管の法人のものは付加価値があるということの具体的な調査報告結果に基づく説明をお聞きしたい。

○尾山スポーツ・青少年総括官　ですから、それを今、御説明させていただきます。

○福井専門委員　データはどこにあるのですか。調べた結果を御報告されているわけですね。だったら、調べた結果を見せてください。これは、単なる一覧表ではないですか。ベスト・トウェンティーというキャンプ、ハイキングとか。これらがどうして御省の関わっておられるプログラムよりもすぐれていないと判断されたのかについて、調べられた結果であるデータなり資料に基づいて説

明してください。

○有松青少年課長 その状況を御説明申し上げておるわけでございます。紙には。

○福井専門委員 紙になったものを見せてください。だって、これは報告書に基づいて説明されているのですね、今。報告書のどこにあるのですか。比較しているのですか。報告書の中で、青少年の家と民間とのを比べて民間のがこれが欠けているということを記述してあるのですか。いや、単純な質問です。どうなのですか。

○有松青少年課長 済みません。本日は持ってきておりませんので。

○福井専門委員 それぐらい覚えていないはずはないでしょう。対比をして、比較してどちらがなぜすぐれているかということを論述した報告書だったのかどうかという、そんな単純なことも覚えていらっしゃらないで、まさかここに出てきていらっしゃるわけではないでしょう。

○大橋専門委員 持ってきていなくても、これをいただいているのですけれども。この20のプログラムについて、民間には。

○福井専門委員 今、取りに行ってください。文科省は近いですから。

○大橋専門委員 民間より。

○福井専門委員 会議の間に見たい。

○大橋専門委員 官の方がやっている方がすぐれているのだというのは、どれですか、この資料に即して言えば。

○有松青少年課長 この資料に即して言えば、例えばプログラムの中身からいきますと、私どものプログラムというのは、基本的にはこの民間で多く挙がっているようなキャンプとかハイキングとか、登山とか、そういった単にその自然を体験させるというよりも、先ほど来申し上げておりますとおり、国の政策課題に対応したプログラムにまずしているということと。

○福井専門委員 それは、もういいです。そんなことを何度繰り返されても意味ないから。何が違うのかプログラムの一覧なり、研修企画書によって説明してください。それから、民間の方の質問、まだ答えてもらっていない。きちんと答えてください。報告書は比較したものなのかどうかということぐらい覚えていないはずないですね。どっちなのですか。

○有松青少年課長 それは、その報告書というのは、民間のプログラムと国のプログラムを比較対照して、どうこうというように論じたものではございません。

○福井専門委員 であれば、これに基づいてじかに言えないのだとしたら、この中身で得られた何らかの民間のプログラムの水準なり内容と国のプログラムは異なっていて、その異なっているところに国の付加価値があるとおっしゃっ

ているのだから、それを具体的に教えてください。

○有松青少年課長　ですので、繰り返しになってしまうかもしれませんが。

○福井専門委員　繰り返さなくていいです。データを示してくださいと言っているのです。ないならいとおっしゃってください。要するに、証拠がないのに、ただ、こういう主張だけ連呼しておられるということですね。わかりました。こんな不誠実な対応がまかり通るわけがないと思います。政策を決定する場面です。

○安念専門委員　実証的なデータのない、比較データのないことを議論しても、これ以上進みませんので、ないならい結構ですわ。率直に言って以上の議論がそもそもできないわけだから。つまり、まず第1に国のやっていることは何らかの点で民間よりもすぐれているということが実証されなければ意味がない。次に、仮に国の政策が何かの意味で民間よりもすぐれていても、それを国がやらなければならないいかなる理由があるのかを次に議論しなければいけないのですが、そもそも第1の議論ができないのであれば、第2の議論も当然できないので、主査にも申し上げますが、別に私はもうこれ以上伺うことはございません。

○福井専門委員　女性会館の方、ちょっとよろしいですか。

○鈴木主査　どうぞ。

○福井専門委員　では、こちらの方はもう論外だということで、女性会館の方についてちょっとお伺いしますが。

○清水男女共同参画学習課長　先ほど原先生の質問がありましたので、先にお答えしてよろしいでしょうか。

1点は女性教育会館の宿泊施設の関係でございましたが、確かに季節変動がございまして、7月、8月といったときには、ならしても7割、8割と泊まっております。日によってはいっぱいだということでお断りする日もございます。ですから、利用率をアップするという面では、閑散期の対策といったことが第一になってくるところがございます。

それから、今後の方針について特に男女共同参画の政府の中心ですが、内閣府に。

○原委員　そうそう、総務省ではなくて内閣府です。失礼しました。

○清水男女共同参画学習課長　内閣府に男女共同参画局がございしますが、そちらとの連携についての御指摘がございましたが、今回の国立女性教育会館の見直しの方針におきましては、文部科学省が見直しの方針を出しておりまして、会館としても次に向けて自主的にも考えておるわけです。そういう中で非公務員化とか、そういったことも打ち出しておりますが、事業面におきましても国策として重要な研修事業など役割に重点化をするといったことを打ち出してお

ります。

例えば、女性のチャレンジ支援でありますとか、ドメスティックバイオレンス、少子高齢化といったような中での男女共同参画社会の形成といったような、これは内閣府が政府全体をまとめております男女共同参画会議でもって、今後の重要課題として打ち出してきているものでございますので、そういったものに絞った形での研修を行う。あるいはアジア地域などの国際貢献も重要といった指摘もございますので、そういった内閣府を中心とする国の参画会議などが重要課題として打ち出しているものに絞っていこうと考えているところでございます。

実際、この会館の理事長が参画会議のメンバーにもなっておりますし、女性のチャレンジ支援など、そういった施策を考えるグループの中に事業課長でありますとか、会館の職員も入って一緒にやっているところでもございますので、より一層省庁縦割りでなく、連携していく必要があるといったことは十分考えているところでございます。

○福井専門委員 いいですか。

○鈴木主査 どうぞ。

○福井専門委員 青少年関係で、女性会館の方にいく前に青少年関係で若干資料で提出いただいたもの等の確認ですが、資料の16ページに自然体験をした子どもの方が問題行動が起きにくいという資料が別紙2から5までであります、別紙2から5までに基づいていかなる意味でそれが論証されているのか簡単に御説明ください。

○有松青少年課長 これは私どもの調査でございまして、例えば、星を見たことがあるとか、あるいは野原で遊んだことがあるとか、そういった自然体験について幾つかの質問項目がございます。そういった質問項目と例えば電車でお年寄りが前に立ったら席をゆずるとか、友達のけんかを仲裁するとか、そういった正義感とか倫理感とか、そういうようなことに基づく質問項目もございます。それらを対比してクロス集計した結果、要するに、自然体験が、あるいは社会体験が豊富な子ほど、そういうような倫理感や正義感に基づく質問項目に対するイエスの回答が多かったと。そういうような。

○福井専門委員 それは、自然体験が多いほどというだけであって、青少年の家に入ったことがある子どもほど問題が少ないということではないのでしょうか。

○有松青少年課長 それは勿論そうでございますが、自然体験。

○福井専門委員 質問したのは、そういう意味ではないですか。問題をすりかえないでください。前回明確に質問しているのは、この青少年の家なり文科省の施設に入った子どもについては、ほかの施設に入った子どもに比べて非行が

少ないとか、問題行動が少ないというようなデータがあるのであれば、お示しくださいとはっきり申し上げているはずです。

○有松青少年課長 私どもの施設というのは、そういった子どもたちに対して自然体験なり社会体験をさせると。

○福井専門委員 質問に答えてください。要するに、この施設に入った子どもの方が、ほかの似たような自然体験の施設に入った、すなわち民間の類似の施設に入った子どもよりも問題行動が起きにくいということが言えているのですか、言えていないのですか。

○有松青少年課長 そういうような調査はございません。

○福井専門委員 だったら、これは無意味ですから、およそ資料になりません。自然体験が豊かだというようなことは、だれも否定していないわけで、それをこの青少年の家という形で直営でやらねばならぬとおっしゃる。直営の方が問題行動が少ないとおっしゃったから、その理由を示してくださいと言いましたが、実は論拠は全くないということがわかったというに尽きます。

済みません。では、女性会館の方に移りますが、これも資料を幾つかいただいているのですが、全国から相談を受けた例が 52.9%あるというような 15 年実績が資料の 38 ページにございますが、この中身について具体的にどういう相談を受けているのか教えていただけますか。

○清水男女共同参画学習課長 相談の内容については、本日は用意していません。

○福井専門委員 これも実例をお願いしたはずなのですがすけれども。企画について具体的にどういう問い合わせがあったのかを固有名詞は別に結構ですから、相談内容がわかるものをやはりサンプル 10 本程度ほしかったのですが。そういうふうに申し上げたはずですが。後ほどお出しいただけますか。要するに、この御回答はいろいろと助言、指導、調整等を行う。カリキュラム内容、講師等についてとある。要するに何でもこういう助言、指導が国の直営の施設でなければなし得ないのかというのが、ここの議論の論点ですね。こういう一般論で繰り返し同じことをオウムのように繰り返されても全く意味がないわけです。この助言内容等がいかなる意味で国の職員でなければ行い得ないのかなというこの論拠を聞いているわけですから、具体的な助言、指導の内容を摘示してください。それで、その内容が公務員でなければなし得ないものかどうかということについて、わかるように御説明いただきたいと思います。全くお答えになっていないということは、要するにそういうことを説明できる資料がなかったということですね。そう理解せざるを得ませんが。

○清水男女共同参画学習課長 資料については後ほどお出しいたします。

○福井専門委員 実例があるのだったら、それで説明できるはずですね。あれ

だけ具体的に申し上げたわけですから。説明できないということは、やはりこれは論拠として成り立たないということを自白されているわけです。

○清水男女共同参画学習課長 資料はお出しいたしますけれども、今、事例として聞いているところとしては、勿論利用団体あるいはそれまでの利用回数とか、研修目的、団体によってさまざまございますが、色々ですけれども、例えばで申し上げますと、それぞれの地方自治体が男女共同参画についての条例をつくる、計画をつくるといったことでの、そのための研修会といったようなことであれば、男女共同参画の基本法を始めとする全体の流れについて基礎的なことを学びたいといったような形での御相談がいっぱいございます。

○福井専門委員 男女共同参画法の流れについて学びたいということですね。

○清水男女共同参画学習課長 ですから、そういった場合にはむしろ歴史的に国際婦人年以来のそういった国際的な男女共同参画の流れについて、あるいは男女共同参画社会基本法、あるいは基本計画について、また全国的なそういった男女共同参画の流れについてさまざまなことを一括して、一定の時間内で講義等を行うということでございます。

○福井専門委員 それはどなたが説明されるんですか。

○清水男女共同参画学習課長 会館の課長や研究員等専門的な職員です。

○福井専門委員 有資格者を、博士号とか社会教育主事とか何人とか書いていらっしゃるんですが、具体的にどの資格を持っていて、どういう専門知見の方がそういうことを説明されるのですか。

○清水男女共同参画学習課長 団体の。

○福井専門委員 更に言えば、どういう専門的資質を持っているかということは、きちんと知りたいし、仮にその専門的資質、男女共同参画についての歴史的変革とかを話ができるという能力なり資質は、なぜ公務員でなければならないのかということも厳格に教えてほしい。

○清水男女共同参画学習課長 今、申し上げましたのは、事前の利用相談の際のことでございますので、実際に講義を組み立てるということになりましたら、団体の希望によっては会館のネットワークを生かしまして、外部の講師を紹介する場合もございまして、それから、会館の専門職員が指導をする場合もございまして、女性情報についてといったような会館が固有に有しているものについては、担当の職員が行います。

○福井専門委員 情報提供ですね。

○清水男女共同参画学習課長 女性会館の情報提供事業、あるいは女性会館の調査、研究事業に関わる内容であれば、女性会館の専門職員が行います。

○福井専門委員 それは、もうわかっています、以前聞いていますから。そうではなくて、その中身を提供する主体が公務員なり直営施設職員でなければな

らぬという命題の根拠を聞きたい。何も答えていらっしゃらないですね。

○清水男女共同参画学習課長 まず。

○福井専門委員 そこがもうそのようなしどろもどろになって説明できないということは、公務員がやる必要がないということを意味するのではないですか。

○清水男女共同参画学習課長 この部分につきましては。

○福井専門委員 何でまともに答えられないのですか。資料もお持ちにならないし。

○大橋専門委員 福井先生の質問に関連して、改めて説明することもないと思いますけれども、国が責任を負っているという、その責任を負っていることを実行する方式としては、勿論国が直営でやる方式もあるでしょう。しかし、民間でできるものについては民間でやるべきなのです。そういうのが基本的考え方です。その基本的な考え方に立って、女性教育会館の仕事を1つ1つ見てみますと、4つの仕事からなっているというように言われているわけで、1つは、言わばホテル業といってもいいような受け入れ事業です。これは、もう完全に民間でもできます。

それから、もう一つ、2番目の事業は何かと言うと、これは自ら主催事業という形で女性教育の指導者などを集めてやっている。これも国でなければできないという論拠は全くない。民間でも、現にいろいろな婦人団体がやっている。そういうことを勘案してみると、国でなければならないという合理的根拠はない。

それから、3番目の事業。これは調査、研究事業です。調査、研究事業についても、国でなければできないという根拠はあり得ない。

4番目は、これは情報提供事業です。これについても、なぜ国でなければならないという合理的根拠がない。

そういう今日の説明を聞いても、全く私は納得できません。

○福井専門委員 今日の説明を聞いて、ますます明らかになったと私も思っていますけれども。

○清水男女共同参画学習課長 もう一度だけ説明をさせていただきたいと思いますが、確かに女性の学習とか女性の生涯学習という点で、広く言えば、これは地方公共団体の施設、あるいは民間でも非常に多くサービスを提供していると思いますし、その部分を国が1つ施設をつくってやるというようなことを考えているわけではございませんけれども、先ほどこれからの見直しの状況の中で特に強化すると申し上げましたけれども、例えば、研修事業で言いますと、各地域において男女共同参画社会づくりの中核となる女性センターの管理職を対象にして、しかも女性のチャレンジ支援とかドメスティックバイオレンスでありますとか、男女共同参画会議などで女性教育に関する喫緊の課題だと

言われているような研修。それから、アジアを始めとする発展途上国に対する国際協力に資する研修など、これは実際に女性教育会館でしかやっておりませんし、実際できません。

○福井専門委員 現にやっているかどうかなんていうことをおっしゃらないでください。そんなことを議論しているのではなくて、なぜ国立の施設でなければならないのかという論点です。だから、ドメスティックバイオレンスに関しての研修、管理職向け研修などは、なぜ国でないとできないんですか。ドメスティックバイオレンスの専門家、この中のどなたですか。博士号2名、修士号1名のうちの、ドメスティックバイオレンスで学位とっている方はいますか。

○清水男女共同参画学習課長 ドメスティックバイオレンスで学位といった、限定されたものではございませんけれども、例えば。

○福井専門委員 どの方がドメスティックバイオレンスの、しかも公務員でなければならない知識を提供できるのか。その方の業績リストとともに示していただけないですか。ちなみに、ここにある博士号、修士号、社会教育主事の方の最近5年間の論文リストと概要、それから現物で、この国立女性会館の運営に寄与したと思われるであろうサンプルの論文を3点ずついただけますか。

○清水男女共同参画学習課長 論文リストについては、以前第1回のWGの指摘を受けましたので、お出ししております。

○福井専門委員 現物を3点ずつ程度お願いします。

○清水男女共同参画学習課長 現物についてもお出ししたいと思います。

○福井専門委員 庄司さんどうなのですか。

○事務局 45 ページです。

○清水男女共同参画学習課長 それから、ドメスティックバイオレンスにつきましては、実際にドメスティックバイオレンス関係については、法律の改正をされたりとか、そういった形で政府全体でも進めておりますし、内閣府において男女共同参画会議のもとで、特にドメスティックバイオレンスの加害者向けプログラムの実施マニュアル作成といった事業を行っておりますけれども、会館の事業課長が、その加害者向けプログラム実施マニュアル作成委員会の委員として入るといったような形でもって深く関与をしているところでございます。

それから、ちょっとつけ加えさせて申し上げさせていただきますと、確かに女性教育に関する専門的知識、経験を有する女性学を専門とする研究者でありますとか、全国的な女性教育団体、地方の女性センターなどが会館以外にも存在するところでございますけれども、今回の見直しの報道の後、むしろそういった関係者、女性研究者、女性団体、女性センターが、自分たちも勿論協力をして一緒にやるけれども、政府の責任で立てた女性教育会館がこの理念、目的でもって、政府の責任でもって、ここをやってほしいと強く要望しているところ

ろです。

○福井専門委員 それは、今、極めて低廉な料金で使えるユーザーが低廉なままであってほしいと言ってくるのは、余りにも当たり前で、それがユーザーの声だということにはなりません。現に使っていて安ければいいという利害のある人は、そう言うに決まっているわけで、バイアスのかかった情報をさも得意げにお出しになるのはおかしいと思う。

聞かれたことにお答えになっていない。すりかえられていますけれども、ここでの論点はそもそもここが国でなければならぬというのが論証いただくべき唯一の命題です。だから、そのロジックとデータを教えてくださいというのが論点です。さっきドメスティックバイオレンスとか海外からの方とか言われたが、それが何ゆえに国直営の公務員でなければなし得ない企画なり、研修なのかということについて、まだまともな論拠を1つもお聞きしていないので、端的にお答えください。

○清水男女共同参画学習課長 ドメスティックバイオレンスをめぐる政府の動きにつきましては、勿論、法律改正などもございますが、内閣府の先ほど申し上げました。

○福井専門委員 だったら、内閣府の立法担当者を連れてきて、やってもらう方がよっぽどわかるのではないですか。法律の内容だったら。

○清水男女共同参画学習課長 法律の内容ということではありません。法律の内容は1つの事例でありますけれども、実際にドメスティックバイオレンスを止めるためには、その被害者救済というだけでなく、加害者である主として男性に向けたプログラムも大事だろうというような観点から、そういったマニュアルの作成といったものがあるわけでありまして、これが非常に大事だということです。

○福井専門委員 大事だということを否定しているのではない。なぜそれが公務員でなければいけないのかということについて、まじめに答えてください。ごまかさないで。

○清水男女共同参画学習課長 政府として進めている中で、実際にそこに関与してやっていけるだけの資質とノウハウを有しているということです。

○福井専門委員 政府でないと加害者に対して、何かの知見をもたらすことはできないのですか。

○清水男女共同参画学習課長 勿論、民間団体、ドメスティックバイオレンスでも民間団体、NPOが非常に活躍をしておりますので、そちらと連携をしながらやっていく体制はとっておりますが、そういったむしろ関係者から政府としてしっかりとした支援をしてほしいと。法律を含めてですけれども、こういった教育面も含めて求められているのです。

○福井専門委員 政府でなければ、企画立案できないという論拠を聞いているのです。だれが何を言っているのかということではなくて。

○安念専門委員 確かに、政府が支援するのは当然でしょう。DVは民間のマーケットだけで体制が打てるなんてそう思っているのではなくて、しかし、例えば補助金を出すとか、講師を派遣するとか、色々なほかの方法もあるわけで、この会館というものを国の直営でなければならない理由の御説明にはなっていないと思うのです。それを御説明いただきたいわけです。

○大橋専門委員 その前提として、清水課長の認識を聞きたいと思うのだけれども、さっきいろいろおっしゃったこと。ドメスティックバイオレンスだとか、ああいう事業については、民間ではできないと考えているのですか。

○清水男女共同参画学習課長 民間団体、むしろ女性教育の関係ですと、女性団体、女性研究者の力というのはございます。そちらとの連携をしながらも国として行っていく必要があると思います。

○大橋専門委員 連携ではなくて、できないと考えているのか。一言で答えてください。

○清水男女共同参画学習課長 ですから、そういった関係者との連携をしながらも、政府、国がこの機関を維持をして、国の責任でもって、ナショナルセンターとして運営していくといったことが、そういった問題の解決、ひいては男女共同参画社会の形成において重要だと考えております。

○福井専門委員 国が責任を持つかどうかと、公務員なり国の職員という身分の持つ人が直接にいろいろな実務をやるということとは、何の関係もないのです。わかりますか、この論理が。余りむちゃくちゃなことを延々と繰り返されるのですが、ご自身は本省の課長でしょう。失礼ながら。何でこれが公務員でないといけないのかということについて、1つもかみ合う論拠をお示しになっていないですよ。

○鈴木主査 さて、どうしましょうか。そうしたら。

○福井専門委員 もう一つだけ、事実関係の確認をしたいのですが、前回資料をいただいた中に微妙な場合があるとあります。受け入れ可能かどうか微妙な場合があるとして、特定の政党とか、特定の宗教活動を行う場合だということですが、これもお願いでは、微妙だということで本体の職員の方が相談を受けて、ノーだというケースがあるのだったら具体的に御教示くださいとお願いしていました。それをお示しいただいていないように思うのですが、いかがでしょうか。十数件断った例があるとありますが、要するに微妙だった案件で、特に相談を受けて会議をやるなり検討会をやって、やっと結論を出したというようなものがあるとおっしゃったから、それを教えてほしかったのですけれども。

○清水男女共同参画学習課長 資料をお出ししなくて申し訳ありませんが、や

はりケースとしては、営利目的かどうかといったところのものが一番多いのですが、そのほか宗教活動、政治活動といったケースがございます。

例えば、社員研修でありますとか、特に社員の結成研修ということであれば全く構わないわけでありましてけれども、申し込んだ、かなり高額の講習料を取って実施をしているというような形で、営利目的ではないかというような、そのところの判断が微妙な例でありますとか。

○福井専門委員 いや、微妙な例で断った例をもっと端的に教えてください。どういう組織から、いつごろ、どのような申し込みがあって、そのどの点が微妙だったけれども、最終的にこういう根拠によってノーと判断したということ具体的に教えていただけますか。

○清水男女共同参画学習課長 1つの例でありますけれども、東洋医学の講習会といった目的での利用申し込みであったわけですが、プログラムの打合せを行っていく中で、

○福井専門委員 済みません。それは微妙ですか。国立女性会館の目的に照らして、今、私一瞬間いただいても、全然微妙でも何でも無い、あほらしいほど単純な判断で済む話ではないですか。

○清水男女共同参画学習課長 そうではなくて、これは本来目的ということではなくて、女性団体のということではなくて、空いている際に利用したいということでの利用なので、これ自体は、東洋医学の講習会ということであっても、それ自体は拒否するわけではございません。ただ、このケースについては、実際に確認をとったところ、健康器具のデモンストレーションを実施をして、実際そこでも販売をしたいといったような内容が入っておりましたので、問題があったと申し上げたのです。

○福井専門委員 それは、営利目的だということが、極めて明確ではないですか。そこで販売するのだったら。

○清水男女共同参画学習課長 ですから、そこは、会館職員との打合せ等の中で判明してきたものです。

○福井専門委員 その程度のことが、公務員でなければ判断できないと、本気で信じていますか。

○清水男女共同参画学習課長 その部分については、申し込みの内容。

○福井専門委員 微妙な例について教えてくださいと申し上げているのです。公務員という身分を持つ人でないと、微妙な判断がなし得ないような微妙なものを教えてください。

○清水男女共同参画学習課長 そこも、ですから。

○福井専門委員 要するに、公務員だろうが、民間人だろうが、今のような健康器具の販売というのは、公的施設にふさわしいかふさわしくないかというの

は、多分、ここにいるギャラリーの方も含めて、30人、40人の恐らく全員、だれだって1分もかからない、1秒で判断できることでしょう。そういうむちゃくちゃなおっしゃるのは、いい加減にやめていただけませんか。要するに、それが理由で公務員でなければいけないと、延々と言い続けておられるのです。そんなばかな理屈がどこに出て通りますか。恥ずかしいと思いませんか。

○清水男女共同参画学習課長 今のは、団体とのいろいろ話し合いをして、実際に聞いたところで判明したといったことで、例として挙げました。

○福井専門委員 では、民間人が聞いてもらって、すぐ判明することではないですか。

○清水男女共同参画学習課長 ですから、申し込みの内容を見て、それがどうなのかということで、確認して。

○福井専門委員 それが公務員でなければいけないと、どうして言えるのですか。

○鈴木主査 それでは、基本的なところで御説明がなっていないというのか、それからお願いした資料も出されていないということですから、これでは議論が空回りするだけです。もう一回はっきりさせてください。公務員でなければどうしていけないのかという事に対して、端的に説明をしていただきたいというのが1点、それを主張するためには、公務員の方がすぐれているというのが前提になるけれども、すぐれているという例はあると言っているのは、この表に出してあるだけの話。これでは議論にはならない、要望にも答えていないということです。これ全部読んでみますと、誠に同じようなことばかり書いてある。

なかんずく極めつけは、国立女性会館、これを売却したらどうだという問いに対して3のところでは、これを売ってしまうと嵐山だから、その近くには安価な宿泊の施設がないなどとおっしゃっているけれども、これは冗談でも言っているのですか。もし、売ってしまったらもっと便利なところで、そういう施設を見つければよい話ではないですか。なぜ、嵐山でなくてはならないのだということで、これは冗談でおっしゃっておられるとしか見えない。

5のところでは、女性のためのものが必要だ必要だと言っておきながら、利用率拡大を図るために大学生等若年層や企業関係者等の利用の拡大に努めてきたとある。その結果、1.6倍になったなどとおっしゃっており、どうも女性のためだけでもなさそうな話。

それから、最後のこれもまたひどい。国立教育会館の敷地は埼玉県からの借地だから売れない。こういうふざけたと言いたいほどの、中央省庁の人がお書きになったものにしては、いかにも程度の低いペーパーでは議論になりません。

したがって、我々は今までの問題の提示のとおり答申案を書いて、御省と

お話をすることを基本に考えたいと思います。もし、これらに対して納得する説明がしたいというのだったら、あらかじめペーパーで出していただいて、ヒアリングに値するものであるならば、もう一回ヒアリングをいたします。ない場合には、お答えなしと、説明は全くなされていないと判断して、これからの提言案作成作業に入りたいと思います。どうか若い人ですから、もう少ししっかり勉強をして研さんをしていただきたいということを申して、今日はやめておきます。もういいではないですか。

○福井専門委員 30秒だけ。

○鈴木主査 どうぞ。

○福井専門委員 1点だけ補足ですが、民営化反対の要望書がたくさん出ているということで、ここにも付いていますし、我々委員の勤務先などにも大量に送りつけられてきておりますが、この中では、精査いたしましたけれども、今まさに議論しているような、なぜ公務員でなければ、なぜ直営でなければいけないのかということに関して、関連するにせよ答えた記述は一切見当たりません。何でこんなのが大量に送りつけられてくるのか、御省が旗を振っておられるのかどうか、それはわかりませんが、もし機会があれば、今の議論にかみ合うような理屈なりデータがあるのであれば、お出しいただければ拝見に値するということもお伝えいただければいかがかと思います。

○鈴木主査 ということでございますが。

○尾山スポーツ・青少年総括官 また、再度資料を出させていただきます。

○鈴木主査 そうしてください。

御苦労様でした。